

市制施行50周年記念

歴史に学ぶ

第2回

市制施行50周年を記念して前号と今号の2回にわたり、東久留米市文化財保護審議会副会長の山崎丈さんに、歴史に学ぶ大切さについて伺います。市制施行前夜の動きを知り、奥深い歴史探索に足を踏み入れてみましょう。

〈図 東久留米市域の旧村名と新町名〉



東久留米市は、昨年10月に市制施行50周年を迎え、新たな出発をいたしました。前回は東久留米市やその母体である久留米村の由来について述べましたが、今回は現在の住居表示と古い地名の歴史についてお話ししたいと思います。

地番から住居表示へ

昭和45年(1970年)10月1日は東久留米市が誕生した日ですが、もう一つ、市内のほぼ全域で新しい住居表示が始まった日でもあります。

昭和37年(1962年)に「住居表示に関する法律」(住居表示法)が施行され、順次それまでの地番から新しい住居表示に変更されました。地番は、明治時代初期の地租改正と「戸籍法」によるもので、土地(地番)と住所(番地)が一体となっ

ていました。しかし、その後の人口の増加や土地の分筆・加筆などにより、多くの住居ができた。隣接の番地が連続しなかったり、非常に複雑な状態になってしまいました。この現象は昭和30年代の高度成長期にさらに促進され、郵便物が間違ってしまうなど、大きな社会問題となりました。そこで、昭和37年に「住居表示法」が施行され、地番で代用していた住居表示を改めて、地番と住居を分離した新しい表記法にしたのです。

新しい住居表示は次のように決められました。まず、「大字」(おおあざ)や「丁目」(ちやうめ)などの範囲を基準に新町名を設定します。さらに、この新しい「町」を鉄道や道路、河川や水路などの比較的

変化の少ないものによって新たに区画し、順番に「丁目」や「丁目」としてこれが街区です。丁目の順番は、本市の場合は「東久留米駅」を起点とし、駅に近い街区を「丁目」とし、右回りの連続蛇行式にします。そのため、西武池袋線の東側は西から東に右回り、西側は東から西に右回りに丁目の順番が設定されました。次に、その街区をおおよそ15m間隔で区切り、何番という「街区番号」を付けます。そして、その街区番号内にはやはり右回りで住居番号を付けていきます。これを整理すると次のようになります。

町名・〇〇町一丁目  
街区番号・1番  
住居番号・1号  
この「〇〇町一丁目1番1号」が新しい住居表示です。具体的な例でみると、現在の市立第一小学校の住所は、かつては「久留米村大字前沢字南浦二五〇番地」でした。その後、字が省略されて「久留米町前沢二五〇番地」となり、新住居表示により現在は「東久留米市中央町六丁目8番1号」となりました。



は算用数字を用いる場合もあります。東久留米市の住居表示への変更は主に町制時代に4回にわたって行われました。1回目は昭和41年6月1日、西武池袋線の東側全域と現在の学園町の一部です。2回目は昭和43年8月1日、西武池袋線から小金井街道までの間、3回目は昭和44年11月1日、柳窪・柳窪新田・前沢の一部、4回目は昭和45年10月1日の市制施行日で小金井街道の西側から旧柳窪の間の全域です。これにより、ごく一部を除いて市制施行日まで住居表示の変更が完了しました。

この住居表示の変更により、町名と街区番号の付けられた街区表示板が街区の見やすい所に設置され(写真)、門柱や玄関などには住居番号表示板を取り付けられました。なお、「〇〇町一丁目」などの町名は、変更時に告示された名称であることから、漢数字で表記するのが原則ですが、現在表示の変更で市内の呼

び方は大きく変わりました。新住居表示は昭和37年の「住居表示法」に基づき、「久留米町住居表示審議会」を設置し、さまざまな検討を行いながら町議会で決定しました。新しい住居表示については、「住居表示法」第5条に「街区方式によって住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない」とあり、区域の設定に関する条文のみで、その名称に関する規定はありませんでした。

東久留米市の住居表示

久留米町時代に行われた市域の4回の住居表示の変更にも前述した社会的な状況が如実に反映されています。それは昭和41年の第1回目と昭和43年の第2回目の変更時の町名の違いに表れています。すなわち、第1回目の西武池袋線より東側で行われた変更では旧村名である「神山」「門前」「落合」の全てが新町名として使用されました。特に3回目の変更では、旧柳窪と柳窪新田の一部を加えた全域がそのまま「丁目」(四丁目)とされました。新しい町名も誕生しましたが、平均すると旧村の面積の半分近くが旧村名を付した新町名となっています(図参照)。

すく、かつ、簡明なものにしなければなりません。すなわち、これまで使われていた名称をできるだけ継承してゆこうという趣旨です。さらに、昭和60年6月14日の改正では、第9条の二(旧町名の継承)「市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」が加わり、由緒ある旧名称の重要性が改めて明記されたのです。

竹内誠委員を偲んで  
当市の文化財保護審議会委員である竹内誠氏が昨年9月6日に逝去されました。86歳でした。謹んでお悔やみを申し上げます。  
竹内先生は日本を代表する近世史の研究者で、江戸東京博物館館長・同名誉館長、東京学芸大学名誉教授、徳川林政史研究所所長などを歴任され、多くの江戸時代に関する著作を残されています。  
また、相模教習所講師やNHK大河ドラマの時代考証も担当されました。当市においては、1977年から43年間の長きにわたって審議会委員を務められ、「東久留米市史」の刊行をはじめとして文化財の調査や保護にご尽力され、文化財保護行政の発展に寄与されました。



紙面を刷新!  
【編集後記】今号から文字を大きく、一段あたりの行数を減らすなど、紙面を変更しました。より内容を精査し、充実した紙面となるよう努めていきます。7月に発行予定です。